

## 資料②：在留資格申請（例：特定技能）

本人	新規（変更）	必要提出（添付）書類	所在管轄行政機関
	1	住民税の課税証明書	市区町村役場
	2	住民税の納税証明書	市区町村役場
	3	社会保険の国民健康保険料納付証明書	市区町村役場
	4	被保険者記録照会	ねんきん事務所
	5	納税証明書(その3)	税務署
	更新	必要提出（添付）書類	所在管轄行政機関
	1	住民税の課税証明書	市区町村役場
	2	住民税の納税証明書	市区町村役場
	3	国民健康保険料納付証明書	市区町村役場
	4	社会保険の被保険者記録照会	ねんきん事務所
5	納税証明書(その3)	税務署	
受入機関 (法人)	新規（変更）	必要提出（添付）書類	所在管轄行政機関
	1	登記事項証明書	法務局
	2	業務執行に関与する役員の住民票の写し	市区町村役場
	3	労働保険料等納付証明書(未納なし証明)	労働局
	4	社会保険料納入状況回答票	ねんきん事務所
	5	税務署発行の納税証明書(その3)	税務署
	6	法人住民税の市町村発行の納税証明書（直近1年分）	市区町村役場
	更新	必要提出（添付）書類	所在管轄行政機関
	1	登記事項証明書	法務局
	2	業務執行に関与する役員の住民票の写し	市区町村役場
	3	労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(事業主控)の写し及び申告書に対応する領収証書(口座振替結果通知ハガキ)の写し もしくは、労働保険事務組合が発行した直近2年分の労働保険料等納入通知書の写し及び通知書に対応する領収証書	労働局
	4	社会保険料納入状況回答票	ねんきん事務所
	5	税務署発行の納税証明書(その3)	税務署
	6	法人住民税の市町村発行の納税証明書（直近2年分）	市区町村役場
受入機関 (個人事業主)	新規（変更）	必要提出（添付）書類	所在管轄行政機関
	1	登記事項証明書	法務局
	2	個人事業主の住民票の写し	市区町村役場
	3	労働保険料等納付証明書(未納なし証明)	労働局
	4	個人事業主の国民健康保険料(税)納付証明書	市区町村役場
	5	個人事業主の被保険者記録照会(納付Ⅱ)（被保険者記録照会回答票含む）	ねんきん事務所
	6	個人事業主の税務署発行の納税証明書(その3)	税務署
	7	個人事業主の市町村発行の納税証明書（直近1年分）	市区町村役場
	更新	必要提出（添付）書類	所在管轄行政機関
	1	登記事項証明書	法務局
	2	業務執行に関与する役員の住民票の写し	市区町村役場
	3	労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(事業主控)の写し及び申告書に対応する領収証書(口座振替結果通知ハガキ)の写し もしくは、労働保険事務組合が発行した直近2年分の労働保険料等納入通知書の写し及び通知書に対応する領収証書	労働局
	4	個人事業主の国民健康保険料(税)納付証明書	市区町村役場
	5	個人事業主の被保険者記録照会(納付Ⅱ)（被保険者記録照会回答票含む。）	ねんきん事務所
6	個人事業主の税務署発行の納税証明書(その3)	税務署	
7	個人事業主の市町村発行の納税証明書（直近2年分）	市区町村役場	

資料②：在留資格申請（例：技術・人文知識・国際業務）

	新規（認定・変更）	必要提出（添付）書類	所在管轄行政機関
本人		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; background-color: #f0f0f0;">                     「技術・人文知識・国際業務」は、入管HP記載の必要書類以上の提出書類が必要となる（定型情報のみでは収まらない）                 </div>	
	更新	必要提出（添付）書類	所在管轄行政機関
	1	住民税の課税証明書	市区町村役場
	2	住民税の納税証明書	市区町村役場
受入機関 (法人)	新規	必要提出（添付）書類	所在管轄行政機関
	1	直近年度の決算書	税務署
	2	登記事項証明書	法務局
	転職無し更新	必要提出（添付）書類	所在管轄行政機関
		(無し)	
	転職有更新	必要提出（添付）書類	所在管轄行政機関
	1	直近年度の決算書	税務署
2	登記事項証明書	法務局	
受入機関 (カテゴリーを判別する書類・共通)	カテゴリー	必要提出（添付）書類	所在管轄行政機関
	1 (右記のいずれか)	四季報の写し又は日本の証券取引所に上場していることを証明する文書（写し）	金融庁
		主務官庁から設立の許可を受けたことを証明する文書（写し）	・金融庁 ・日本又は外国の国・地方公共団体 ・総務省 ・地方公共団体 ・文部科学省 ・国土交通省 ・厚生労働省 ・日本年金機構 ・農林水産省
		高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業）であることを証明する文書（例えば、補助金交付決定通知書の写し）	・内閣府 ・総務省 ・文部科学省 ・厚生労働省 ・農林水産省 ・経済産業省
		上記「一定の条件を満たす企業等」であることを証明する文書（例えば、認定証等の写し）	・厚生労働省 ・経済産業省 ・国土交通省 ・消費者庁
	2、3	前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表	税務署
	4 (右記全て)	給与支払事務所等の開設届出書の写し	税務署
		直近3か月分の給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書	税務署
納期の特例を受けている場合は、その承認を受けていることを明らかにする資料		税務署	